

## 告 示

### 埼玉県告示第三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール羽生

埼玉県羽生市川崎二丁目二百八十一番地三

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）イオンモール羽生

埼玉県羽生市川崎二丁目

（変更後）イオンモール羽生

埼玉県羽生市川崎二丁目二百八十一番地三

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンモール株式会社 代表取締役 村上教行

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオン株式会社 代表取締役 岡田元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計百二十者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計百十三者

#### ハ 変更年月日

平成二十八年十一月十八日外

#### ニ 届出年月日

平成二十八年十二月二十七日

#### 二 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から平成二十九年五月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年一月十三日から平成二十九年五月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課